

附属書 I : 証券市場におけるグローバル監督カレッジのための最終的な好事例

好事例① グローバル監督カレッジは、(1)適切かつ法的に許容される場合における、カレッジが扱う被監督業者に関する監督当局間の情報交換及び集合的リスク評価、(2)適切かつ法的に許容される場合における、共通の関心事項に係るテーマ別分析の実施の検討可能性を含む監督上の活動に関する協力、及び(3)その被監督業者からの(適切かつ実行可能な場合には対面又はビデオによる)プレゼンテーションを促進するためのフォーラムとしての役割を果たすことができる。

カレッジではまた、その議論の裏で、新たなリスク課題が潜在的な政策対応に値するかどうかを検討することができる。

好事例② グローバル監督カレッジは、危機時に、対話し課題を議論することを可能とする柔軟な要素を保持することができる。

好事例③ グローバル監督カレッジは、通常時及び危機時における情報共有と協力を確保するとともに、カレッジ参加当局間で共有される非公開情報の秘密保持と使用に関する共通の理解を確立する基礎的な書面取決めによるガバナンスを考慮することができる。

好事例④ 情報共有の方法及び秘密保持に係る予防措置は、グローバル監督カレッジの参加当局間の多国間秘密保持取決め(又は、利用可能な場合には、参加当局間の既存の二国間の監督上の覚書)を策定することによって確立することができる。秘密保持取決めの策定にあたっては、カレッジは、2010年IOSCO「クロスボーダー監督協力に係る原則」の「注釈付の覚書見本」の秘密保持及び許容される使用範囲に係る条項を考慮することができる。

好事例⑤ 一般に、カレッジが扱う被監督業者の主たる関連当局は、当該当局が議長機能を担う他の当局を指名しない限り、代表者をグローバル監督カレッジの議長として指名する。

好事例⑥ 議長は、通常、監督カレッジの活動サイクルの立案を担当し、監督カレッジの会合準備に資する全てのカレッジ参加当局に有用な議題の設定を検討することができる。

好事例⑦ カレッジが扱う被監督業者の主たる活動法域の外に所在する当局は、グローバル監督カレッジの参加当局となるために以下の基準を満たすべきである。

- (1) カレッジが扱う被監督業者及びその重要な支店、部門若しくは関連会社を直接監督する法的権限を有する当局(例えば、その被監督業者の最大の支店、部門若しくは関連会社、又はその被監督業者の主要な意思決定者がその当局の法域に位置する場合)、又は、適切な場合には、その被監督業者の活動若しくは業務に対して直接の制定法上の責任を有する当局。法的権限には、検査及び/又は審査を実施し、文書、証拠及びその他の情報の提出を強制し、その被監督業者、その支店、部門又は関連会社の活動に関する規制及び法令違反に対する法執行を行う権限が含まれ得る。

- (2) 法的権限（又は委任された権能及び承認）を有し、カレッジ参加当局に関連情報を共有する意思があり、カレッジ参加当局から受領した非公開情報の秘密保持に係る予防措置を取る法的権限を有する当局。

好事例⑧ グローバル監督カレッジが存在する事実、カレッジ参加当局、参加当局の追加又は削除の方法は、当局向けに透明化することができる。

好事例⑨ グローバル監督カレッジの会合日程は、透明で入手可能にすることができる。

好事例⑩ グローバル監督カレッジは、適切な場合には、関連当局がカレッジの扱う被監督業者に関する情報交換に参加できるように、「Core-Extended」構造の採用を検討することができる。カレッジの「Core」部分及び「Extended」部分への参加には明確な基準があるべきである。

- (1) 「Core」カレッジの参加当局については、好事例⑦で示される基準に従う当局とすることができる。

- (2) グローバル監督カレッジには、より大きいグループの当局で構成される「Extended」カレッジを含むことができる。主たる当局は、その参加基準を適切に決定することができるが、以下を考慮することができる。

- a. カレッジの扱う被監督業者が、その（当局が所在する）法域に小規模な規制された支店、部門又は関連会社を所有する場合であり、具体的には、当該小規模な支店等がその法域内の市場にとり特に重要であるか、その法域内で業務を行っているか又はその法域内の金融機関等にサービスを提供している場合。
- b. カレッジの扱う被監督業者は、その当局の規制を受けないかもしれないが、その当局が所在する法域で活動する規制されたサービス事業者に対し、そうでなければその被監督業者自身が担うであろう重要な機能、サービス又は活動を外部委託している場合。

好事例⑪ グローバル監督カレッジは、実行可能であれば、少なくとも年1回の対面会合及び必要に応じて定期的に遠隔会合を開催すべきである。必要又は適切な場合には、ビデオまたは電話会合により開催できる。

好事例⑫ グローバル監督カレッジは、新たなリスクについて非公式に議論する場を提供することができる。

好事例⑬ グローバル監督カレッジは、その有効性を確保するために、異なる慣行を検討することができる。例えば、会合後に次のステップを監視し対処するためのアクションポイントを作成する、フォローアップ事項を明確にする、次の会合までの間の問合せを一元化するため参加当局が担当者を指名するといった慣行である。

好事例⑭ グローバル監督カレッジは、重要なクロスボーダー業務を行い、規制若しくは監督される関連会社及び／又は支店を複数の法域に置いている国際的に活動する被監督業者であって、特にその活動が組織的に重要であると判断される場合に考慮され得る。一般に、監督カレッジは、重要なクロスボーダーの地位を保持し、企業グループとして

組織され、複数の法域に別の法人及び／又は支店を持つ被監督者のために適切となり得る。

(以 上)